

第4期 皆野町障がい者計画・障がい福祉計画

平成27年3月

皆 野 町

はじめに

我が国の障がい者福祉制度は、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉のあり方が大幅に見直され、施設や事業の再編や就労支援など自立支援が強化されました。また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法(略称)」においては、障がい者の範囲やサービスの対象などの見直しが図られました。



このような状況の中、本町では「第 3 期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策、障がい福祉サービスを積極的に展開してきました。

本計画は、福祉、保健、教育、生活環境施策を総合的に推進するため、「ともにささえ、つくる、むくもりのあるまち・みなの」を基本理念に掲げ、障がいの有無にかかわらず生き生きと暮らせる地域社会の構築を目指し、新たに平成 27 年度から平成 29 年度までを期間として、「第 4 期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたっては、行政機関や事業者など関係者との連携はもとより、町民の皆様の温かいご理解とご協力が不可欠です。計画に掲げた 6 つの基本目標の達成に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「皆野町障害者福祉基本計画策定協議会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

皆野町長 石木戸 道也

《目次》

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の目的.....	2
第3節 計画の法的な位置づけ.....	2
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画の対象者.....	4
第2章 障がい者の現状.....	5
第1節 人口・世帯数の推移.....	5
第2節 障がい者の状況.....	6
第3章 障がい者施策推進のための主要課題と基本的考え方.....	8
第1節 障がい者施策推進のための基本的考え方.....	8
第4章 障がい者施策推進の基本方向.....	10
第1節 施策展開の基本方針.....	10
第2節 施策の体系.....	14
第5章 障がい者施策の総合的展開.....	16
第1節 重点プロジェクト.....	16
第2節 障がい者施策の総合的展開.....	18
第6章 皆野町障がい福祉計画.....	35
第1節 基本理念.....	35
第2節 障がい福祉計画策定のポイント.....	35
第3節 指定障がい福祉サービス及び指定相談支援に関する基本的な考え方.....	37
第4節 地域生活支援事業の実施に関する基本的な考え方.....	38
第5節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	40
第6節 平成29年度の数値目標の設定.....	42
第7節 障がい福祉サービスの必要量の見込み.....	45
第8節 地域生活支援事業の必要量の見込み.....	60

第7章 計画の推進.....	69
第1節 各主体の役割.....	69
第2節 計画の推進.....	71
第3節 目標達成状況の評価.....	73
資料編.....	74
1. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会設置要綱.....	74
2. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員名簿.....	76
3. 事業所ヒアリング調査結果まとめ.....	77
4. 用語集.....	80

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

厚生労働省の調査によれば、身体、知的、精神の3つに大別される障がいの中で身体の障がい児・者は最も多く全国におよそ360万人（在宅者、平成18年調査）、次いで精神障がい者が290万人（同、平成20年調査）、知的障がい者が42万人（同、平成17年調査）と推計されています。その数は年々増加していますが、中でも身体の障がいについては、65歳以上の方が60%以上を占めていることから、今後我が国の高齢化の進行に伴い、その数は更に増加の速度を速めるものと予想されています。

平成23年7月には障がい者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が制定されました。同法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者（130疾病）が障がい者福祉の対象に含まれることになりました。また、同年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が成立し、平成28年4月から施行されることになっています。同法では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月には「障害者権利条約」が正式に批准されました。

以上のように、わが国の社会福祉全体の枠組みは、社会福祉の基礎構造改革に伴って大きく変化しています。特に障がい福祉サービスの分野ではサービス体系が複雑となり、サービス提供体制の地域間格差がみられるなど、様々な課題が生じ、サービス提供の実施主体である町の取り組みがますます重要になってきています。

埼玉県においては、平成24年に障害者計画と障害福祉計画と一体とした「第3期障害者支援計画」を策定し、さらに、平成26年度は、平成27年から平成29年までの計画とした「第4期障害者支援計画」を策定中です。

このような状況の中、本町においては、平成24年に「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、各種障がい福祉サービスを展開してきました。

本計画は、障害者総合支援法の改正等を考慮し、平成26年度にて計画期間の満了を迎える「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を見直し、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく新たな計画とし、「第4期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」として策定するものです。

第2節 計画の目的

本計画は、障がい者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらずいきいきと暮らせる社会の構築を目指し、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

本町では、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。その間、障がい者福祉制度の変革などにより、障がいのある人をめぐる動向は大きく変化してきています。本計画は、平成26年度に計画期間が終了することに伴い、障がいのある人の新たなニーズに対応するために、策定するものです。

第3節 計画の法的な位置づけ

(1) 障がい者計画と障がい福祉計画の法的位置づけ

皆野町障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。また、「第4次皆野町総合振興計画」の部門別計画として位置づけるとともに、国及び埼玉県が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

皆野町障がい福祉計画

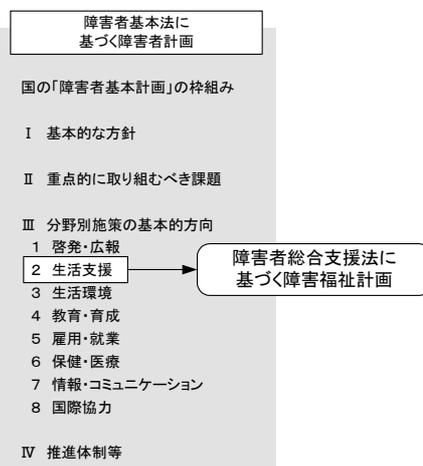
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画との整合を図るとともに、今後の国の障がい者に係る法制度改革の検討を踏まえたものとします。

(2) 他の計画との関係

この計画は、国及び県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、町の最上位計画である「第4次皆野町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられ、平成24年に策定された「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を見直し、一体的に策定するものです。

■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の関係

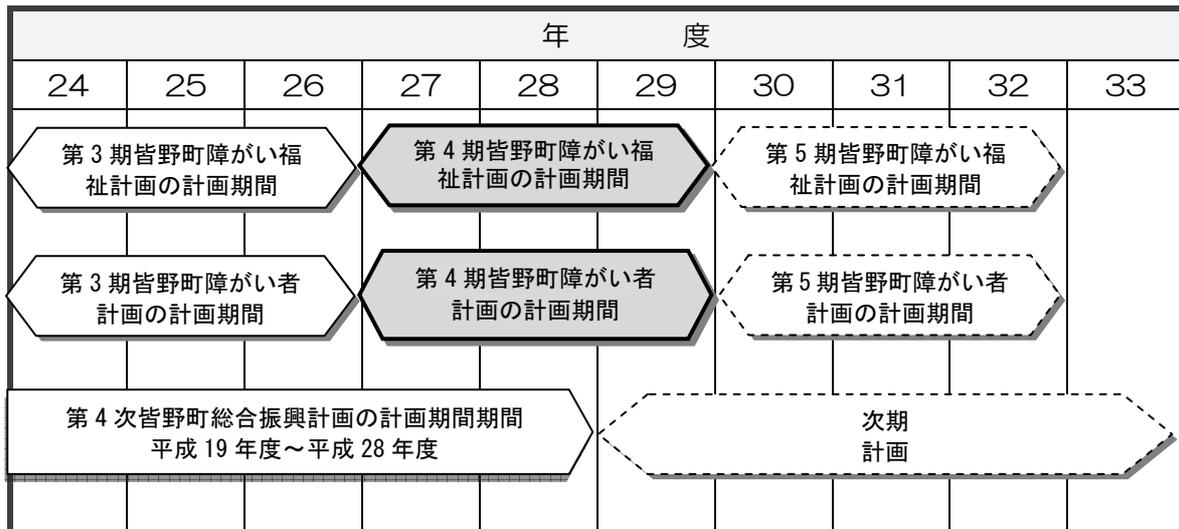
- 「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
- 「障がい福祉計画」は障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ



第4節 計画の期間

今回の改定においては、計画の始期が一致すること、計画期間中に障害者自立支援法が廃止され、障害者総合支援法が制定されたことから、両計画の計画期間を一体のものとして策定し、「第4期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」ともに平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、計画期間中に障がい者をめぐる動向や各種法が変更となった場合は、随時見直しを行うものとします。



第5節 計画の対象者

本計画では、平成 25 年 6 月に改正された障害者基本法第 2 条に定義する障がい者を施策の対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第 2 条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

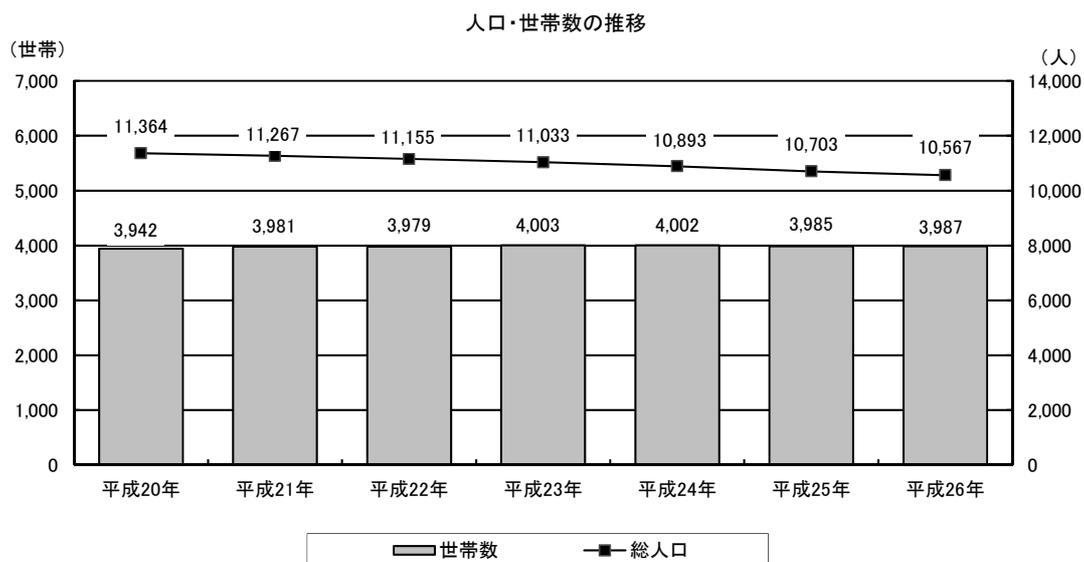
以上の人々を対象とするほか、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

第2章 障がい者の現状

第1節 人口・世帯数の推移

本町の人口は、総じて減少傾向にあり、平成26年では、10,567人となっています。

また、世帯数については平成23年までは増加傾向となっていました、その後は減少傾向となっており、平成26年では3,987世帯となっています。



出典：皆野町住民基本台帳（各年4月1日）

第2節 障がい者の状況

(1) 皆野町の障がい者手帳保有者数

平成26年度における皆野町の障がい者手帳保有者数は550人で平成24年と比較し22人増加しています。内訳は、身体障がい者手帳保有者が415人で全体の75.5%、療育手帳保有者が83人で15.1%、精神保健福祉手帳保有者が52人で9.4%となっており、障がい者全体の約8割を身体障がい者が占めています。

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減数 H24→H26
身体障がい者手帳	396	408	415	19
1級	128	131	135	7
2級	69	65	61	△8
3級	64	68	62	△2
4級	95	104	114	19
5級	22	24	26	4
6級	18	16	17	△1
療育手帳	80	81	83	3
Ⓐ	15	15	15	0
A	18	18	19	1
B	34	33	35	1
C	13	15	14	1
精神保健福祉手帳	52	47	52	0
1級	2	4	5	3
2級	40	34	35	△5
3級	10	9	12	2
合計	528	536	550	22

※各年度4月1日の交付者数

【参考：自立支援医療受給者数】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減数 H24→H26
自立支援医療 受給者数	104	100	103	▲1

(2) 身体障がい者の状況

身体障がい者の状況を部位別に見ると、平成26年では、平成24年に比べ視覚障害、肢体不自由、内部障害が増加しています。特に肢体不自由の方は11人増加しています。

(単位：人)

	視覚障害	聴覚 平衡 機能障害	音声 言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
平成24年	27	26	5	217	121	396
平成25年	28	24	6	224	126	408
平成26年	30	26	5	228	126	415

※各年度4月1日の交付者数

(3) 難病患者の状況

難病患者通院交通費給付対象者は年々増加し、平成26年度では24名となり、平成24年度に比べ16人の増加となっています。

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減数 H24→H26
難病患者通院交通 費給付対象者	8	18	24	16

(皆野町社会福祉協議会実施事業より)

第3章 障がい者施策推進のための主要課題と基本的考え方

第1節 障がい者施策推進のための基本的考え方

障がい者福祉の理念は、障がい者が障がいのない人と同じように生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念を実現し、地域社会の中で生きがいを持って社会参加できるようにすることを目的とする「リハビリテーション」の理念を基本とし、障がい者の社会への「完全参加と平等」を実現することにあります。

このことは、国際障がい者年の基本的な考え方でもあり、国の「障害者対策に関する新長期計画」の中でも明らかにされています。

(1) 障がい及び障がい者についての正しい認識の一層の普及

「完全参加と平等」を実現する基礎となる、障がい及び障がい者についての正しい理解と認識がさらに広がるよう、あらゆる機会を活用した施策の展開を推進します。

(2) 高齢化、重度化への対応

障がい者の高齢化が進み、高齢者の中でも障がいを有する人が多くなって来っており、地域社会の構造と高齢化社会へ適合した施策を進めていきます。

また、重度障がい者の割合も増加しており、どんな重度の障がいのある人でも、自立と社会参加が可能となるよう、障がい者の個々のニーズにきめ細かく対応した施策を展開していきます。

(3) 障がい者の人格の尊重と自立への支援

障がい者も一人の人間として、その人格の尊厳性をもつ存在であり、その自立は社会全体の発展に寄与するものであり、責任ある個人として主体的に自身の生活を設計し、社会の発展に能動的に参加していくことが期待されています。

障がい者に関する施策も、障がい者を保護すべき客体としてではなく、自立自助すべき主体としてとらえ、障がい者の自立を可能とする条件の整備とともに、その能力が十分発揮できるように各種施策を展開していきます。

また、障がい者自身の自立意識の向上と自立への意欲がその前提となることから、障がい者の学習環境の整備を図る施策も自立への支援として位置づけていきます。

(4) 均等な機会の確保

障がい者が、自らの意志に基づいて、日常生活や社会生活を可能な限り障がいのない人と同じよう営むことができるようにするための施策を積極的に推進し、あらゆる参加の機会を保障するための諸条件の整備などを図り、均等な機会の確保に努めます。

(5) リハビリテーションの理念に基づく施策の重視

心身の発達もしくは機能の回復を図るための施策の拡充に努めながら、リハビリテーションの理念に基づき、医療・教育・職業・社会的リハビリテーションの総合的推進が可能となるようなシステムの確立をめざします。

第4章 障がい者施策推進の基本方向

第1節 施策展開の基本方針

(1) 基本理念

基本理念は、「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を踏襲し、

ともにささえ、つくる、ぬくもりのあるまち・みな

とします。

近年、障がい及び障がい者についての理解が広く浸透されつつあり、障がい者の福祉施策もハード・ソフトの両面から、逐年、充実整備されてきています。

町においても、平成24年に「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションの考え方の普及啓発や保健・医療と福祉などが密接に連携し、福祉のまちづくりによる生活環境の整備などを推進しながら、障がい者の自立と社会参加の促進に努めています。

障がいとなる要因は様々で、町民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の人の問題ではありません。

また、高齢になり、何らかの障がいを有して生活を営む人が社会全体の中で大きな割合を占めるようになっていきます。

特に、少子高齢化社会の進行に伴う社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などが進んでおり、障がい者を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がい者の方々が、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活「ともにささえ、つくる、ぬくもりのまち」の実現をめざします。

(2) 基本方針

①障がい者の地域生活を支援するまちづくり

様々な活動への障がい者自身の積極的な参加を得ながら交流の機会などを拡大し、町民の方々の障がいに対する理解や認識を深めていきます。

乳幼児期から高齢期にいたる生涯の全ての段階において、保健・医療・福祉など、関係する機関が密接に連携し、障がいの原因となる傷病の予防に努めるとともに、早期発見・早期療育などを充実していきます。

②共に学び働き、生きがいを感じるまちづくり

障がい者がその適性や能力に応じて、可能な限り就労の場を確保します。障がいのある児童生徒の教育については、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立し生きていくための基礎となる力を培うと共に、就学前の段階からその障がいの種類や程度、発達段階などに応じて特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などによる指導など様々な形態で、一人ひとりに応じた教育を充実します。

③障がい者が豊かに生活できるまちづくり

障がい者自身が主体性・自主性を持ってスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加していけるような環境づくりや住みよい生活環境の整備を推進し、生活に豊かさが感じられるまちづくりを進めます。

(3) 基本目標

①啓発と理解・相互交流の促進

障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を町民が正しく理解し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要なことから、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進します。

②安全で快適な環境づくりの推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくためには、障がいのある人が社会の一員としての生活を可能にする環境を早急に構築していかなければなりません。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害時における障がい者の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

③保健・医療の充実

障がいの原因となる傷病の予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、継続的な支援を充実していく必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する理解を一層深めるとともに、保健所、医療機関などと連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

④教育・育成の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすためには、医療・福祉・雇用など各分野との連携のもと、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じてきめ細やかな支援を行い、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を充実し、自立を支援するとともに学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できるよう支援します。

⑤雇用・就労にかかる支援の充実

障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就業を促進するため、事業主や一般社会への障がい者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

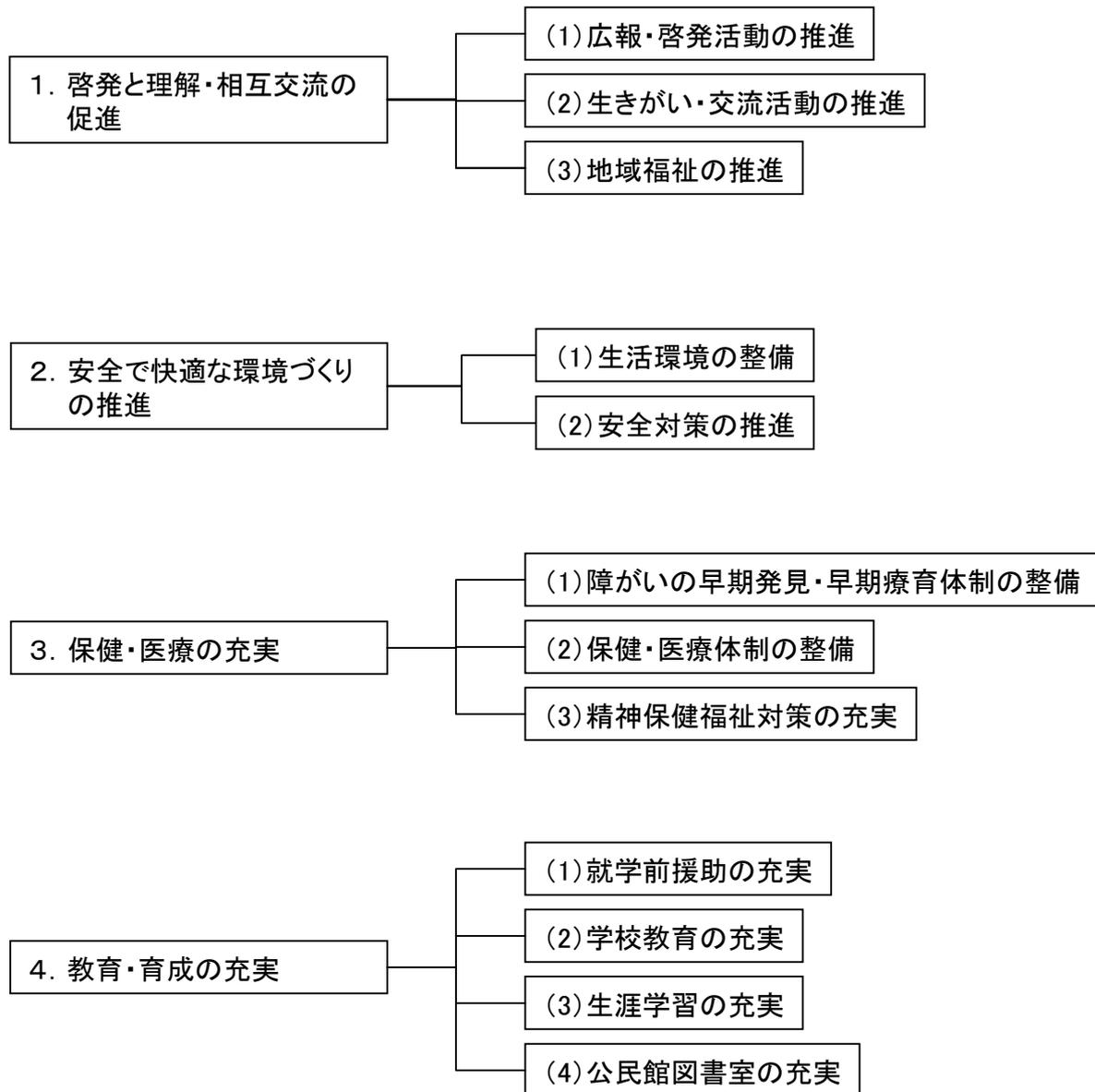
⑥障がい福祉サービスの充実

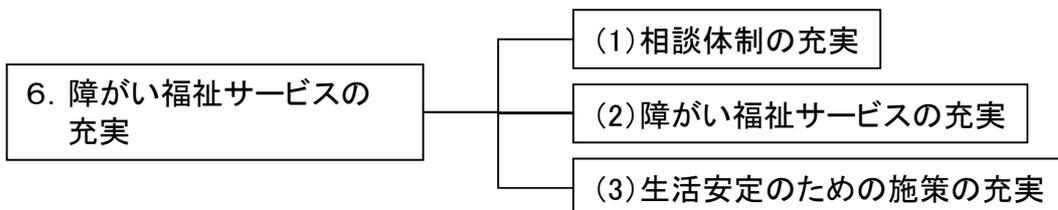
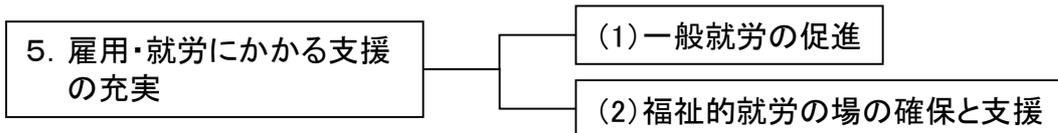
障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。

そのための基盤として、生活の安定を図るとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。

第2節 施策の体系

平成24年3月に策定された「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」の施策を基本とし、「第4期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」の施策の体系は以下の通りとなっています。





第5章 障がい者施策の総合的展開

第1節 重点プロジェクト

「ともにささえ、つくる、ぬくもりのあるまち・みなの」を基本理念とし、「障がい者の地域生活を支援するまちづくり」、「共に学び働き、生きがいを感じるまちづくり」、「障がい者が豊かに生活できるまちづくり」の3つを基本方針として、その実現をめざすため、次の3項目を重点プロジェクトと位置づけ、積極的に施策を推進します。

(1) 身近な地域における総合的なサービスの提供

【事業展開の基本方針】

身近な地域において総合的なサービスを提供するために、断続的、長期的に支援の必要な障がい者に対し、必要とする複数のサービスを適切に結びつけるとともに、在宅障がい者の地域での生活を支援するケアマネジメントを検討します。

【重点プロジェクト】

○相談体制の充実

相談者の専門的な相談に応じられるよう、関係機関との連携を推進するとともに、職員の資質の向上を図ることにより、個々の障がいに応じたきめ細やかな対応に努めます。

○訪問による実情把握の充実

担当ケースワーカー、相談支援専門員などにより、障がい者宅を訪問し、在宅生活の中での問題について実情を把握し、より適切にサービスが利用できるよう努めます。

○地域生活支援事業の充実

広報紙や障がい者福祉事業一覧などを通じて事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

(2) 障がい福祉サービスの充実

【事業展開の基本方針】

サービスを必要とするすべての人が、身近な地域で一人ひとりのニーズに即したきめ細かなサービスを利用できるよう、在宅生活支援の基本となるサービスの充実に努めるとともに、通所施設整備の検討を進めます。

【重点プロジェクト】

○訪問系サービスの充実

○日中活動系サービスの充実

○居住系サービスの充実

○障がい児サービスの充実

(3) 地域生活への移行と社会参加の促進

【事業展開の基本方針】

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所中の障がい者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援に努めます。

また、障がい者の社会参加や雇用機会の拡大を図るため、障がい者も親しむことができるスポーツ種目の普及や職業相談の充実を図ります。

【重点プロジェクト】

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 福祉施設から一般就労への移行
- 障がい者も親しむことができるスポーツ種目の普及
- 就労機会の充実

第2節 障がい者施策の総合的展開

1. 啓発と理解・相互交流の促進

(1) 広報・啓発活動の推進

【施策の方向】

ア. 障がいについての理解の促進

障がいのある人が地域生活に移行し、地域の中で安心して暮らすためには、地域に住んでいる人などの理解が重要です。特に住まいの確保には課題が多く、関係機関と連携し、障がいへの正しい理解を促進します。

イ. 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の権利侵害は、初期段階での対応が大切です。契約等の法律行為における意思決定が困難なかが、地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、権利の保護・支援する体制づくりが重要です。財産管理や各種申請など、社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度の利用支援を推進します。

ウ. 広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を促進するため、関係団体等と連携して、「障害者週間」や各種イベント等の機会を利用した広報・啓発活動を推進します。

エ. 各種情報の提供

町の広報紙、インターネットなどの媒体をはじめ、様々な機会を活用して、イベントや研修会など各種団体の活動情報について積極的に提供します。

【推進計画】

■啓発・広報・広聴活動の促進

○広報紙の発行やホームページによる情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

- ・ 広報の音声化とその活用を支援
- ・ ホームページの運営を強化

■障がい者による啓発推進の支援

○障がい者が参加できる機会を増やすだけでなく、障がい当事者が自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムの実施を支援します。

■あいサポート運動の推進

○誰もが、障がいについて理解を深め、障がいのある人へのちょっとした手助けや必要な配慮を実践して、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動です。

(2) 生きがい・交流活動の推進

【施策の方向】

ア. 各種活動についての普及啓発

より多くの障がいのある人の参加に向けて、県で開催している各種のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動についての情報提供と参加の呼びかけを行います。

イ. 生涯学習機会の提供

障がいのある人に向けた生涯学習の情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様な学習ニーズに応えられる学習機会を提供するなど、学習活動の支援に努めます。

ウ. 指導者の発掘・活用

スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動等の指導が行える人を、ボランティアとして地域の中から発掘・活用し、障がいのある人の多様な活動への支援に努めます。

【推進計画】

■ふれあいの機会拡充（サロン活動の充実）

○ボランティアを養成し、当事者とのふれあいを促進します。

■地域と施設の交流活動事業の促進

○障がいのある人への理解促進を図ります。

■福祉スポーツ大会の開催

○障がい者スポーツへの関心を高めるとともに、障がいや障がい者に対する理解を深めます。

■スポーツ指導者の派遣

○スポーツ指導者を必要とするときは、要請により埼玉県障がい者交流センターの協力を得て派遣します。

(3) 地域福祉の推進

【施策の方向】

ア. ボランティア活動の促進

a. 地域におけるボランティア活動

町社会福祉協議会と連携し、障がいのある人に関わるボランティア活動についての啓発や、活動情報の提供等を行うとともに、地域の人材の積極的な発掘・活用によりボランティア活動の促進に努めます。

b. 障がいのある人によるボランティア活動

障がいのある人が自らボランティア活動に参加できるよう、活動についての情報提供、相談、活動への支援を行います。

c. 学校におけるボランティア活動

学校教育の中でも、ボランティアの体験活動などを通じて、児童生徒の地域や他者への関心を高め、行動しようとする態度や意欲を育みます。

イ. 福祉教育の充実

児童生徒が障がいのある友達や人への理解を深めるため、学校においては「総合的な学習の時間」をはじめ、学校教育全体を通して福祉教育の充実に努めます。

ウ. 交流教育の充実

障がいのある子どもの経験を広め、社会性を養うとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を深め、障がいのある子どもへの思いやりの気持ちを育むことができるよう、共に地域活動等を行う交流教育の充実に努めます。

【推進計画】

■ ボランティア活動の推進

○ボランティア活動の推進を役割とする「ボランティアセンター機能」の強化を図ります。また、一般就労にも福祉的就労にも馴染まないニーズに対応した取り組みを、既存のボランティア活動と関連させながら推進します。

■ ボランティアの養成

○視覚障がい者支援のための、点字・朗読・ガイドヘルプおよび聴覚障がい者支援のための手話・通訳については、講習会等の開催によるボランティアの養成を進めます。

■ 学校における福祉教育の充実

○基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現をめざし、共に豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身に付けるために、小・中学校における福祉教育の充実に努めます。

■ 人権教育の推進

○障がい者に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、共に生きる心を育む人権教育を推進します。

2. 安全で快適な環境づくりの推進

(1) 生活環境の整備

【施策の方向】

ア. 公共建築物のバリアフリー化の推進

各課で行われている様々なまちづくり事業を総合的、計画的に推進するため、まちづくり推進体制の整備や重点整備地区の整備に努めます。

イ. バリアフリー化に向けた普及啓発

公共性の強い施設等についての整備改善を目的とした「ハートビル法」の普及啓発に努めます。

※公共性の強い施設：病院、店舗、ホテル、旅館、体育館、図書館、飲食店、学校等。

※新ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律」。

ウ. 生活空間の整備

公園その他の憩いの場所、トイレ、駐車場等において、障がいのある人に配慮した整備を進め、誰もが快適に利用できる環境づくりを進めます。

エ. 安全な歩道の確保

幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化などの整備を進め、公共・公益的建築物と一体となった歩道の確保に努めます。

オ. 障がい等に配慮した住宅の確保

障がいのある人の利用に配慮した障がい者世帯等の優先入居等を推進します。

【推進計画】

■ 駅や町営バス等のバリアフリー化によるまちづくり

○町内にある駅や町営バス等のバリアフリー化を進めていきます。

■ 重度身体障がい者居宅改善整備等の補助

○重度身体障がい者の日常生活の環境改善などを促進するために障がいに応じて居宅を改造する費用の一部を助成する重度身体障害者居宅改善整備費の補助制度の周知に努めます。

■ 道路環境の整備

○障がい者や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。

■ タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券の発行）

○タクシー利用料金の助成制度の周知を図ります。

■ 重度心身障害者自動車等燃料費の補助

○重度心身障害者自動車等燃料費補助制度の周知を図ります。

■声の広報の発行

○視覚障がい者等のコミュニケーションを円滑に行うため、朗読ボランティア等の協力により、町広報や議会だより、社協だよりを吹き込む声の広報の制作に努めます。また、利用対象者の拡大を呼びかけるとともに、音声データの電子化等を進めます。

■行政情報の点字化の推進

○視覚障がい者が必要な情報を得られるよう、点字広報の発行など、点字による情報提供を進めます。

■講演会などにおける手話通訳者の派遣

○町が主催する講演会などにおいて、聴覚障がい者が出席する場合は手話通訳者の配置に努めます。

(2) 安全対策の推進

【施策の方向】

ア. 交通安全に向けた啓発活動の推進

障がいのある人の交通安全を確保するため、一般運転者や歩行者が、障がいのある人など交通弱者を事故に巻き込まない交通マナーを身につけるよう、警察署をはじめ関係機関と連携して意識啓発活動に努めます。

イ. 防災対策の確立

障がいのある人への防火防災知識の向上を図るとともに、災害時に的確に対応するため、障がい者施設職員等の関係者に対する防災教育の充実に努めます。

また、自主防災組織等の近隣町民を含めた支援体制の確保に努め、災害時の情報伝達、避難場所への誘導、救出活動、避難場所の確保などの対策について、現在策定中の皆野町地域防災計画の中で確立していきます。

【推進計画】

■災害発生時の避難誘導體制の推進

○災害時要援護者支援制度については、引き続き適正運用を行い、災害時に助けを必要とする障がい者の把握等に努めます。また、障がい者に配慮した避難所整備について、引き続き検討します。

■自主防災組織の育成

○自主防災組織を中心として、町内各地における災害対応能力の向上を図ります。

■災害時要援護者支援制度の推進

○要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者など災害時に自力で避難することが困難で災害時要援護者台帳へ登録した人の名簿や名簿を基に地図化し、この名簿などを自治会、自主防災組織などに配布して、災害時にご近所などの地域の力をお借りして支援する仕組みを構築します。

3. 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備

【施策の方向】

乳幼児期の発育発達遅れは、早期に発見し適切な治療・療育を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力のパワーアップを図ることが重要です。また、家庭での親子関係が子どもの成育に大きな意味を持つことから、保護者が相談しやすい体制づくりが必要です。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を図ります。また、保護者が身近なところで早期に相談が開始でき、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携を図ります。

ア. 胎児期からの健康づくりの推進

タバコ、性感染症、薬害などによって引き起こされる、障がいの原因となる傷病を予防するため、思春期からの健康教育を充実し、妊婦とその家族に対する啓発活動を推進します。

また、妊娠中の異常を早期に発見し、安全な分娩ができるよう妊婦一般健康診査の受診を勧奨します。

イ. 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児健康診査等に専門職(医師、歯科医師、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師等)を配置し、乳幼児の成長・発達の確認、障がいの早期発見に努めるとともに、育児における保護者の悩み・相談等に対応します。

また、母親同士の交流の場を設けることにより育児不安の解消に努めます。

ウ. 健診後フォロー体制の充実

乳幼児健診等や訪問により、成長・発達に支援が必要と認められた子に対し、個々の成長・発達に応じて専門職による発達相談や助言、適切な療育指導に結びつけるとともに、その過程で生じる保護者の不安や心配など配慮したかわりを行います。

また、親子の遊びの教室(ハッピー体操)では、親子にふれあいの場を提供するとともに、遊びを通じて子どもを伸ばす関わり方などの助言をするほか、発達がゆっくりなお子さんの継続的な支援の場とします。

エ. 5歳児相談の実施

3歳児健診までに発見しにくい軽度の発達障がいについて、できるだけ早い時期に発見し就学後の不適應を少なくするため、また、その子の特性に合った療育を提供し、二次的障がいを予防するために実施します。

【推進計画】

■相談支援体制の整備

○すべての子どもが、その子らしく健やかに成長できるように専門家（臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士）による発達相談を実施します。

また、関係機関や地域の関係者等と連携を図り、一貫した相談支援体制の整備を進めます。

■妊婦及び乳幼児健康診査の充実

○妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、妊産婦訪問指導など安全な妊娠・出産の確保及び相談・支援体制の充実を図ります。

○4か月児健康診査・9か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。

（２）保健・医療体制の整備

【施策の方向】

障がい者本人やその家族がいつまでも健康で暮らしていくためには、保健・医療の充実はもちろん、健康を維持するための主体的な取り組みが大切です。そのためには、定期健康診断をはじめ、健康づくり事業の充実に力を入れる必要があります。障がい者が相談から判定、治療、訓練、指導に至るまで一貫した保健・医療サービスが受けられるよう、効果的なサービスの提供に努めます。

ア. 健康づくりの推進

平成25年度に町民の健康づくりの基本計画である「第2期健康みなとの21計画」を策定したことから、この計画に基づき、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を充実し、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、町民が主体的に生活習慣病の予防と健康づくりに努められるよう支援します。生活習慣病の発症予防から重症化予防まで徹底して行います。多くの方が健康診査を受診し、自分の健康状態を知るとともに、主体的に健康管理に取り組めるように個別及び集団の保健指導を充実させます。

また、強いストレスを抱える人や自殺者が増加するなど、こころの健康が深刻化していることから、自殺対策基本法などを踏まえ、関係機関及び関係団体と連携しながら自殺予防の取り組みを推進します。

イ. 訪問指導の充実

町民ひとりひとりが健やかに生活するために、医療機関等と連携した訪問指導を実施し、個別支援を充実させます。

ウ. 医療機関との連携

未熟児や先天性な要因によりフォローを必要とする乳幼児とその家族に対し、医療機関と連携し、地域での支援体制の整備に努めます。

また、疾病と障がいを併せ持つ精神障がいのある人は、継続的な通院や治療が必要とされることから、専門性を持った医療機関との連携を図り、医療を受けやすい環境づくりに努めます。

【推進計画】

■健康診査・健康教育・健康相談の充実

○成人を対象に特定健診や骨粗しょう症検診、各種がん検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療により障がいの原因となる傷病の予防及び軽減を図ります。

○生活習慣病予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。

○健康相談や生活習慣予防相談を行い、健康づくりを支援します。

■医療機関との連携

○障がいの軽減、重症化予防あるいは障がいに起因する第二次的障がいを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。

■重度心身障害者医療費公費負担制度の充実

○保険適用となる自己負担分の医療費を助成し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図ります。

■自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図ります。

（3）精神保健福祉対策の充実

【施策の方向】

精神保健福祉対策においては、精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、早期発見、早期治療、短期入院をめざした保健医療体制の確立と、地域住民の支援体制による社会復帰を図る対策が重要です。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などの各分野にわたる総合的な支援が必要であり、今後は各関係機関が連携しながら各施策を進めます。

ア. 精神障がい者社会復帰支援事業（事業名：太陽のひろば）

精神障がい者の自立と社会参加の促進を支援するため、グループ活動（参加者主体で考えたプログラム）を実施します。

【推進計画】

■精神保健に関する知識の普及・啓発

- 市民が心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。
- 精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。
- 自殺予防対策として、自殺予防ゲートキーパーを養成します。

■相談・支援体制の整備

- 精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。

■社会復帰対策の促進

- 回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ(社会復帰支援事業)を定期的で開催し、グループ活動を通して、社会的自立の促進を図ります。在宅の精神障がい者をはじめ、障がい者の生活支援・相談などを行う生活支援センターと連携し、社会復帰の促進に努めます。

■家族会等への支援の充実

- 家族会やボランティア団体等の諸活動に対して、必要な助言、援助を行い、支援の充実に努めます。

■精神障がい者保健福祉手帳の取得促進

- 精神障がい者が様々なサービスが受けられるよう、精神障がい者保健福祉手帳の取得を促進します。

■人材の確保

- 精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。

■自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知

- 精神障がい者の適正な医療を普及し、早期発見・早期治療及び再発予防などの効果を高めるため、自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

4. 教育・育成の充実

(1) 就学前援助の充実

【施策の方向】

出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期での障がいの早期発見が特に重要であると言われております。そこで、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から一貫した相談体制の構築が必要とされます。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっております。各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けることができるよう支援体制の充実を図ります。

ア. 障がい児保育の充実

障がいのある子どもの特性に配慮し、ひとりひとりに応じた適切な保育が行えるよう受け入れ体制を充実します。

イ. 就学相談・情報提供の充実

障がいのある子どもについて、特別な教育の必要性等に関する情報提供に努めるとともに、乳幼児期からの就学相談を行い、保護者の理解啓発と就学前教育の充実に向けた支援に努めます。また、就学中の相談支援体制の充実にも努めます。

ウ. 発達障がい児への対応

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等に対する教職員の理解を促進し、適切な対応を図ります。

※LD（学習障がい、Learning Disabilities）：聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のどれかに著しい困難がある状態。

※ADHD（注意欠陥／多動性障がい、Attention Deficit／Hyperactivity Disorder）：不注意、多動性、衝動性という三つの行動を特徴とする障がいで、「不注意」とは学業で注意持続できないこと、「多動性」とは離席やしゃべりすぎなど、「衝動性」とは順番を待てないなど。

※高機能自閉症：自閉症（他人との関係形成の困難、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴を持つ）のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

エ. 療育支援体制の充実

町内の幼稚園、保育園に臨床心理士や言語聴覚士などの専門職が巡回訪問し、障がい児保育に対する保育士等の相談にも対応します。

【推進計画】

■心身障がい児保育の充実

○保育所では、今後も障がい児の受け入れを継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。

また、障がいのある児童とない児童が共に生活する統合保育を行い、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。

■福祉幼児教室の充実

○就学前の発達に遅れなどのある児童に対し、個々の発達に応じた指導などを充実し、保護者に対する相談事業も併わせて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。

(2) 学校教育の充実

【施策の方向】

国や県において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が子どもの頃から共に育ち共に学ぶノーマライゼーションの理念に基づく教育が実施されています。

今後、学校においては、特別支援学校とのさらなる交流教育の拡充、特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級における学習の拡大、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進などを図っていくことが必要です。

また、教育委員会においては、就学支援委員会の役割や活動内容の充実に向けてのさらなる検討や個に応じた支援を充実させるため、人的支援や研修の機会の提供を学校に行っていくことが必要です。

ア. 特別支援教育の充実

小学校、中学校の特別支援教育においては、障がいの状況や能力・適性などひとりひとりに応じた指導や配慮がなされるよう学級編成や教員配置を進め条件整備に努めます。また、埼玉県事業である支援籍学習を有効活用することにより、小中学校と特別支援学校の交流を図ります。

イ. 放課後支援の充実

障がいのある子どもについて、学童保育を行えるよう受け入れ体制を充実することで、放課後の活動の場を提供するとともに、障がいのある子もいない子も一緒に遊ぶ機会を作ることにより障がいについて早期理解を図ります。

また、休日の日中活動の場として提供できるよう検討します。

ウ. 交流機会の提供

学校外でゲームや自然観察を行うなど、障がいのある子どもを対象とした様々な体験活動の場を設け、障がいのない子どもの参加も促すなど、学校外での交流機会の充実に努めます。

【推進計画】

■個に応じた就学支援の充実

○就学相談に係る観察相談員の確保が難しいため、人材の確保や育成が急務です。
また、皆野町就学支援委員会の組織の活性化と活動の充実も図り、他の機関との連携も深めながら、個に応じた就学支援の充実を図ります。

■個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実

○個に応じた教育が受けられるよう、現在は、特別支援学級に在籍している児童生徒へ作成されている個別の支援計画を、通常学級に在籍している児童生徒の中で個別の支援が必要な子ども達に対し、必要に応じ順次作成を進めていきます。

■放課後児童健全育成の充実

○学童保育室の障がい児の受け入れについては、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受け入れに努めます。
また、放課後の生活を通して様々な児童と活動を共にすることにより、障がい児の心身の健全な育成となるよう努めます。

■特別支援学級の整備充実

○障がいの種別に応じた適切な教育、個に応じた教育が受けられるよう、指導する教員の研修の機会を充実させ、指導力の向上を図るとともに、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を図ります。

■通常の学級在籍児への援助の充実

○通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒のための指導の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。

■教員の専門性の充実

○特別支援学級や通常の学級において、障がいのある児童生徒に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会を充実させます。また、教員が研修を受けやすい条件整備を進めるため、学習支援員の積極的な配置と活用を図ります。

■特別支援学校との交流

○通常学級支援学習等を活用し特別支援学校に在籍している児童・生徒が居住している地域の学校とのさらなる交流を深めます。

(3) 生涯学習の充実

【施策の方向】

民間を含めた、町内にある学習情報〈学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得〉の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。

また、地域にある教育機能を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への

対応を図るため、生涯学習で得た知識や技能を地域社会で活かす、出前講座や各種ボランティアなど、人材の情報化を進めるとともに、町民の多様なニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

【推進計画】

■学習情報の提供

○障がい者の学習を促進するため、多様な学習情報の提供方法の改善を検討しながら、学習情報〈学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得〉の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。

■学習支援体制の整備

○地域の教育力を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への対応を図るための生涯学習で得た様々な知識、技能を持つ生涯学習実践者が講師として、地域、団体の要請を受けて活動する出前講座や各種ボランティアなどの人材の情報化を進めます。

■各種講座等の充実

○町民の多岐にわたるニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、障がい者の特性に配慮した講座等について開催を検討します。

（４）公民館図書室の充実

【施策の方向】

録音図書の貸出サービスに代表される障がい者サービスの一層の推進を図るとともに、障がいのある子どもの発達を促す効果も期待される布の絵本の整備・充実に推進します。

また、弱視者や高齢者へのサービスを主眼とした大活字本の充実に努めます。

【推進計画】

■視覚障がい者サービスの推進

○目の不自由な方などを対象に録音図書（朗読テープ等）の製作を行い録音図書の充実に努めます。また、対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある方に読書のサポートをします。

■「布の絵本」事業の推進

○触れて楽しむこともできる「布の絵本」の制作・閲覧・貸出を通じて、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての利用者に関われた図書館サービスとして推進を図ります。

■大活字本の充実

○弱視の方や高齢者向けに大活字本の充実に努めます。

5. 雇用・就労にかかる支援の充実

(1) 一般就労の促進

【施策の方向】

「働く」ということは、生活をするための収入を得るだけでなく、社会参加や人生の生きがいにつながるなど重要な意味をもっています。自ら働いて得たお金で好きなものを買ったという満足感、働くことで社会に役立っているという充実感、そして、やり遂げたという達成感を実感できてこそ、はじめて地域での生活が実現できたと言えます。

障がい者の就労を促進するためには、受入れ企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について、啓発を行っていく必要があります。

また、障がい者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

一般就労が困難な障がい者に対しても、「働くこと」の意義を生活するうえでの基軸とした福祉的就労の促進を図ることが求められています。

ア. ハローワークとの連携

職業相談、職業紹介、職場定着指導等を行っているハローワークと連携し、法定雇用率の達成に向けて、障がいのある人に対する雇用機会の拡大を要請していきます。

※法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないとされ、平成 18 年 4 月からは精神障がい者が法定雇用率の算定対象となった。

イ. 障がい者就労支援センターとの連携

秩父障がい者就労支援センターとの連携を図り、就労を希望している障がい者の雇用を促進し、就労後のサポートを継続的に支援します。

また、平成 20 年 4 月から就業・生活支援センター事業を開始したことにより、就労面のみではなく、生活面を含めた一体的な支援を行います。

※秩父障がい者就労支援センター「キャップ」

障がい者の就労等に関する相談を専門的に行う機関を、1 市 4 町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で設置します。

【推進計画】

■事業主、社会一般の理解と協力の促進

○ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度などの普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。

■町職員の採用

○現在、障がい者雇用率制度の基準を達成していますが、今後もこの基準をクリアすることはもとより、計画的に採用を図ります。

■適職の開発促進

○ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。

（２）福祉的就労の場の確保と支援

【施策の方向】

一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

ア．事業主に対する理解促進

商工会等との連携により、障がいのある人の雇用促進のための各種助成金制度の周知・広報に努め、制度の活用を促すとともに、障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

イ．職親委託制度の普及

知的障がい者を対象に、家庭的な職場環境のもとで職親から職業に関する指導訓練を受けることができる制度の普及を図ります。

【推進計画】

■授産製品の販路拡大

○授産施設の授産製品の紹介、PRへの協力など活動を支援します。

■授産製品の支援

○就労継続支援等で生産された製品の販売拠点を設置できるよう支援します。

■官公需の推進

○行政機関から障がい者施設等への業務発注を働きかけていきます。

○皆野町障害者優先調達推進方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

6. 障がい福祉サービスの充実

(1) 相談体制の充実

【施策の方向】

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要であり、身近な相談支援体制の構築を図ります。

現在、1市4町（秩父市・長瀬町・皆野町・横瀬町・小鹿野町）共同で障がい者の相談支援事業所3箇所を設置（委託）し、それぞれの相談支援事業所が積極的に障がい者の相談支援業務を行っています。

また、障がい者のニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障がい者のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【推進計画】

■相談体制の充実

○障がい者の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制づくりに努めます。

○町が委嘱している身体障がい者相談員と知的障がい者相談員の普及・啓発にとめるとともに、活動を支援します。

■障がい者相談機能の強化

○福祉サービス利用援助、貸付、ボランティア、障がい者就労支援等の各種相談機会における障がい対応を強化します。

■相談体制の充実ネットワーク化

○多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門職の特性を活かした相談を行い、各種相談窓口の充実に努めるとともに、保健所など関係機関の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。

(2) 障がい福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がい者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの充実を図ることが求められています。

【推進計画】

第4期障がい福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図ります。

※ 障がい福祉サービスについては、「第6章 皆野町障がい福祉計画」に詳しく掲載しています。

(3) 生活安定のための施策の充実

【施策の方向】

障がい者の医療、福祉サービスに係る費用負担は大きく、支援が求められていますが、厳しい財政事情のなか、各種手当の増額や対象者の拡大は難しい状況にあります。制度を知らずに受けられないことのないよう、制度の周知を図るなど利用の促進が必要です。

そのため、今後とも支給の対象者に対して必要な情報を提供し、必要な年金、各種手当の給付が受けられるよう努めます。

【推進計画】

■各種年金、手当の支給

○障害基礎年金や在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。

第6章 皆野町障がい福祉計画

第1節 基本理念

第4次皆野町総合振興計画を基本とし、障害者基本法に基づく「皆野町障がい者計画」の基本理念である、「ともにささえ、つくる、ぬくもりのあるまち・みなの」を、今後の障がい福祉施策の基本的な考え方として推進します。

本計画において、次の事項に配慮して具体的な障がい福祉サービスの効果的な実施を図ります。

第2節 障がい福祉計画策定のポイント

平成27年度からの3カ年を期間とする第4期市町村障がい福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として策定されるものです。3期までの計画における、指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等は踏襲されますが、新たに制定された理念に基づいて、①障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、②障がい程度区分を障がい支援区分に改定、③重度訪問介護の対象を拡大、④共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化、⑤地域移行支援の対象を拡大、⑥地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備につながる改正がされています。また新たに、計画に定めた事項について、調査、分析及び評価を定期的に行い、必要に応じて計画を変更するなどの必要な措置を講ずることが規定されました。

なお、国の基本指針の見直しについては以下の通りとなります。

（1）計画作成のプロセスに関する事項

①PDCAサイクルの導入（新規）

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

(2) 成果目標に関する事項（平成 29 年度までの目標）

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 5%以上を地域生活へ移行。

②地域生活支援拠点等の整備

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、圏域に少なくとも 1 つを整備。

③福祉から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績を 3 割以上増加。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。

(3) その他の事項

①障がい児支援体制の整備

- ・児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

②計画相談の充実、研修の充実等

第3節 指定障がい福祉サービス及び指定相談支援に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の確保に努め、障がいの種別に関わらず必要なサービスを受けられるよう支援します。

(2) 日中活動系サービスの確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、障がい(児)者が希望するサービスを受けられるよう支援します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がい者がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、福祉と雇用の連携を充実させ、障がい者が自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進めます。

県及び関係機関との連携により、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の拡大を促進します。

(4) グループホーム等の充実及び入所等からの地域生活への移行の推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の確保に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(5) 相談支援の提供体制の確保

障がい(児)者が地域において、自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、中立・公平な立場で、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。また、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者による障がい者地域自立支援協議会のネットワークを強化します。

(6) 障がい児支援の充実

身近な地域で支援を受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ります。

第4節 地域生活支援事業の実施に関する基本的な考え方

障がい(児)者がある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的、効果的に実施します。

これにより、障がい(児)者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

障がい(児)者の福祉に関する問題について、障がい(児)者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援（成年後見制度等）を推進し、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人など適正に業務を担う人材の育成に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい(児)者に、手話通訳等の方法により、障がい(児)者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

障がい(児)者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい(児)者に対し、外出及び余暇活動等、社会参加における外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

(10) 地域活動支援センター事業

地域において創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化することにより、障がい(児)者の地域生活支援の促進を図ります。

第5節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障がい福祉計画の趣旨

障害者自立支援法の施行に伴う施設・サービス体系の見直しについては、障がい者の生活を「24 時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」へと移行させることが趣旨の1つとなっています。

本町は、この趣旨を踏まえつつ、第1期障害福祉計画、第2期障害福祉計画、第3期障がい福祉計画を作成し、それに基づき、障がい者福祉施策を推進してきました。第3期計画が終了するにあたり、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスに関する平成29年度の目標値を設定した上で、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援の4つに区分された「指定障害福祉サービス」とともに、相談支援事業をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制の確保により、目標値の実現をめざします。

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本町は、障がい者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ①必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する日中活動系サービスを保障
- ③グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ④必要な相談支援体制の確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等を推進
- ⑥障がい児支援の推進

○指定障害福祉サービスの提供体制の確保

①訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練

④相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

⑤障がい児支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援

○地域支援事業の提供体制の確保

①市町村が必ず行う必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

②その他の事業

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得費・自動車改造費の補助事業

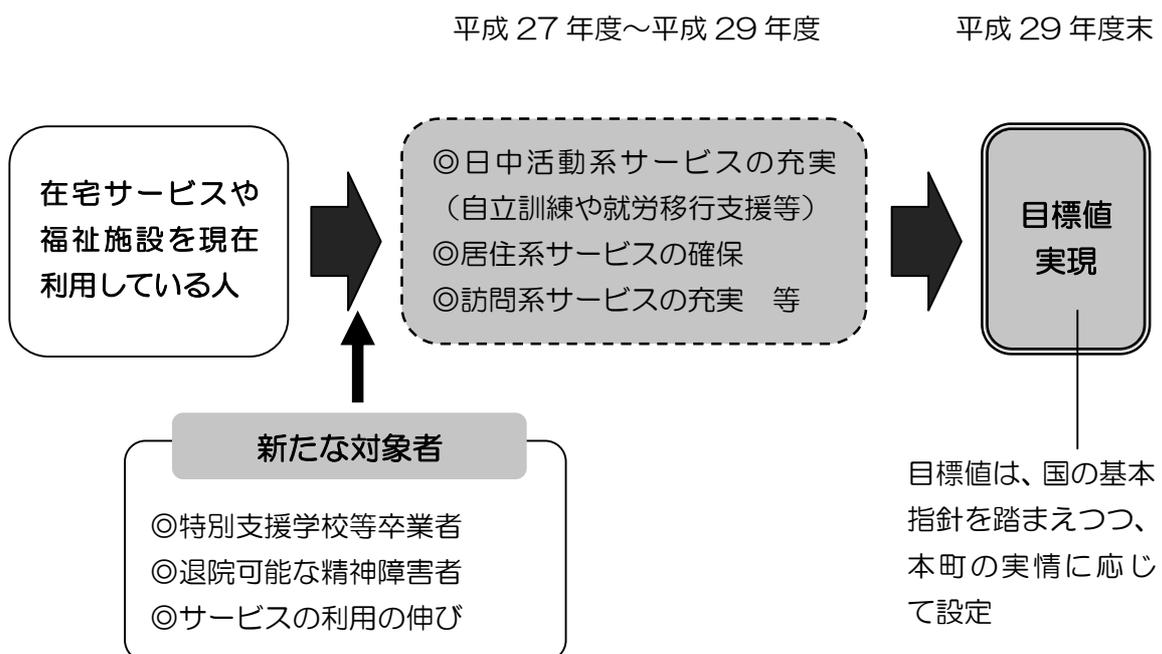
第6節 平成29年度の数値目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成29年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

3つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者（サービスの利用の伸び）を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年末時点において、障がい者の福祉施設に入所している人は 18 人です。平成 29 年度までの数値目標については、平成 25 年度末の施設入所者数 18 人から 1 人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、平成 29 年度末の施設入所者を 17 人、施設入所者の削減として 1 人（5.0%の削減）を目標とします。

項目	数 値	備 考
①平成 25 年度末の施設入所者数	18 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数。
②【目標値】 地域生活移行者数	1 人	平成 29 年度末までに施設入所から GH、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数。
③平成 29 年度施設入所者数	17 人	平成 29 年度末時点での施設入所者見込数。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

現在、町内には障がい者の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、平成 29 年度までに圏域で 1 箇所の整備を目標とします。

項目	数 値	備 考
①地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

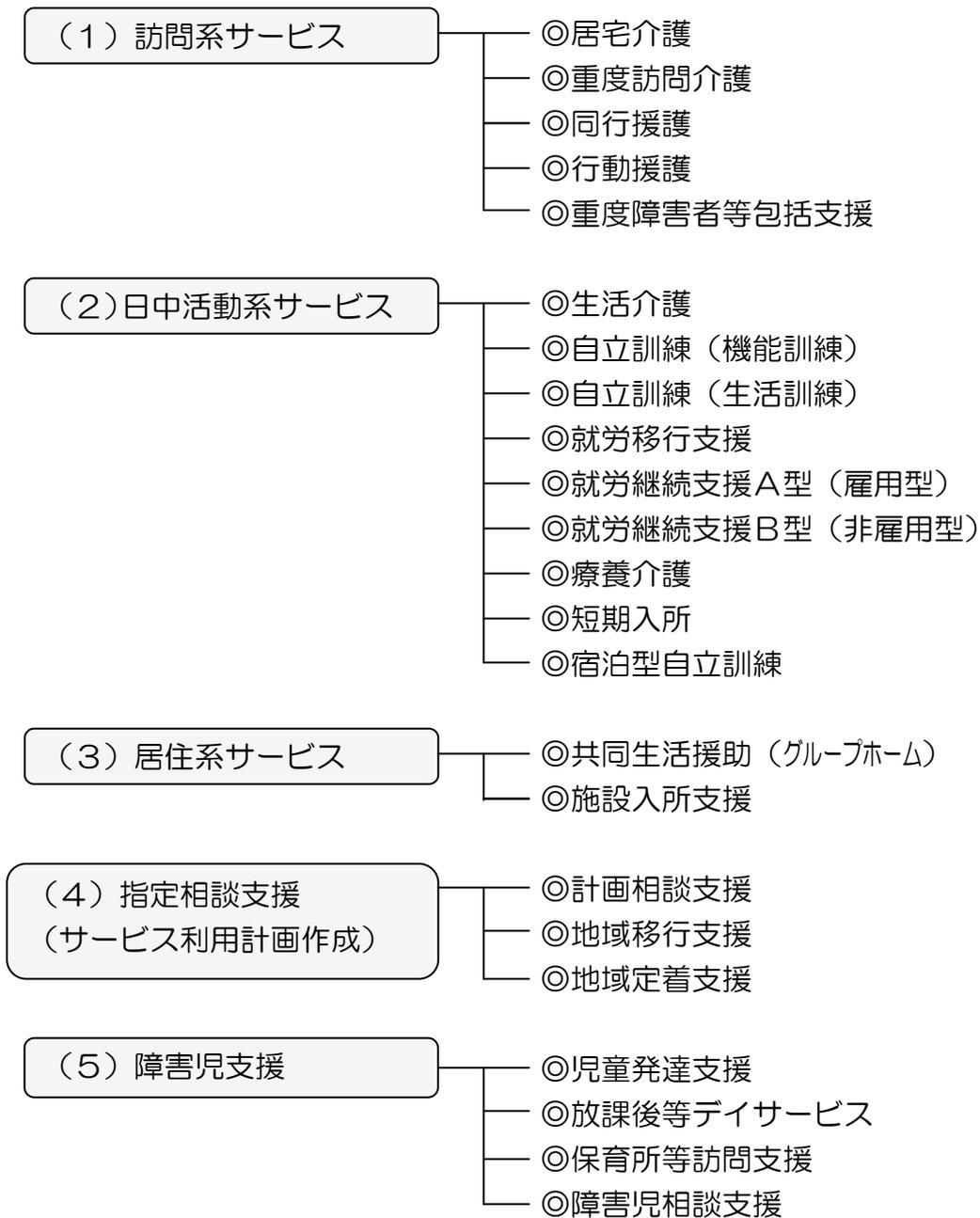
平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人はいませんでした。平成 29 年度においては、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、1 人を目指します。

また、就労移行事業の利用者数は、平成 25 年度の利用者の 6 割増を目指します。

項目	数 値	備 考
①平成 24 年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
②平成 25 年度の就労移行支援事業利用者	4 人	平成 25 年度に就労移行支援事業を利用した人数。
③【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 29 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数。
④【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	7 人 (1.75 倍)	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数。

第7節 障がい福祉サービスの必要量の見込み

第3期障がい福祉計画の実績を踏まえ、平成29年度に向けて、平成27年度から平成29年度の3年間を第4期計画期間として各年度における見込量を設定します。



(1) 訪問系サービス

①居宅介護支援

障がい者・児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障がい者・児であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障がい者で総合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するために必要な支援及び移動中の介護、排泄及び食事等の支援を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて利用者数及び利用時間ともに増加傾向にあります。

今後も重度障がい者を含めた障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業の利用促進、供給体制の拡充を図ることが必要です。

サービス見込量

平成 26 年度末までの利用者数の推移及び今後の 1 人あたりのサービス利用時間の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】（単位：上段 時間分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	142 時間	173 時間	167 時間	241 時間	282 時間	322 時間
行動援護 重度障害者等包括支援	7 人	9 人	8 人	12 人	14 人	16 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

現状と課題

生活介護は、利用者数及び利用日数ともに増加しています。今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められます。

サービス見込量

平成26年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【生活介護の利用実績及び見込量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	571人日	593人日	589人日	594人日	616人日	638人日
	27人	28人	27人	27人	28人	29人

※平成26年度は、10月利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がい者を対象に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする知的障がい者・精神障がい者を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

自立訓練（機能訓練）の利用はなく、自立訓練（生活訓練）の利用は平成26年度に3名となっています。

サービス見込量

平成26年度末までの利用者数の現状を踏まえサービス見込量を設定します。

【自立訓練の利用実績及び見込量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 （機能訓練）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	22人日
	0人	0人	0人	0人	0人	1人
自立訓練 （生活訓練）	131人日	86人日	4人日	154人日	176人日	198人日
	8人	7人	3人	7人	8人	9人
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※平成26年度は、10月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障がい者を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

本町には、就労移行支援の事業所がありませんので、障がい者就労支援センター及び関係機関と連携し支援体制を強化して利用者の増加に対応します。

サービス見込み量

平成26年度末までの利用者数の現状を踏まえサービス見込量を設定します。

【就労移行支援の利用実績及び見込み】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	88人日	105人日	66人日	198人日	220人日	242人日
	7人	9人	4人	9人	10人	11人

※平成26年度は、10月利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

④就労継続支援

ア. A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった障がい者、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に関わりつかなかった障がい者などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

イ. B型（非雇成型）

年齢や体力等の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に関わりつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

就労継続支援（B型）サービス事業所の増加等により、今後も利用者の増加が見込まれています。一方、就労継続支援（A型）の事業所が近隣市町村になく、一般就労に関わりつかなかった障がい者等の雇用・就労の確保が課題となっています。

サービス見込み量

平成26年度末までの利用者数の現状を踏まえ、就労継続支援（B型）の事業所及び利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【就労継続支援の利用実績及び見込み】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区分	実績			見込み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	22人日
	0人	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続支援 (B型)	269人日	294人日	363人日	440人日	462人日	484人日
	15人	17人	19人	20人	21人	22人

※平成26年度は、10月利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

⑤療養介護

医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がい者で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者の障害支援区分5の方を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。

現状と課題

療養介護は、現在利用がありません。

サービス見込み量

現在、利用はありませんが、平成27年度からの利用者ニーズを考慮し、見込みを設定します。

【療養介護の利用実績及び見込み】（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※平成26年度は、10月利用分

◎短期入所

介助者の病気などの理由により障がい者本人の介助ができなくなった場合、障がい者・児を対象に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

現状と課題

短期入所の利用はほぼ横ばいに推移しています。今後も緊急時等の利用に対応できるようにサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【短期入所の利用実績及び見込み】 (単位：上段 日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
短期入所	95 人日	71 人日	72 人日	55 人日	55 人日	55 人日
	7 人	7 人	5 人	7 人	7 人	7 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

※「単位：人日」= (月間の利用人員) × (1 人 1 月当たりの平均利用日数)

(3) 居住系サービス

①共同生活援助

自立した生活に向けて介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援などの日中活動を利用している障がい者を対象に、共同生活の場を提供し、食事や相談などの日常生活上の支援を行うサービスです。

現状と課題

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。今後も地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【共同生活援助の利用実績及び見込み】（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	9 人	10 人	11 人	11 人	12 人	13 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

②施設入所支援

夜間での介護を必要とする障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難である方、または、様々な事情により通所が困難な障がい者を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

現状と課題

施設入所支援の利用者数はやや増加傾向にあり、重度の障がいのある利用者も多いことから地域移行は難しい状況です。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【施設入所支援の利用実績及び見込み】 (単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
施設入所支援	16 人	17 人	17 人	18 人	18 人	17 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

(4) 指定相談支援

①計画相談支援

入院・入所している障がい者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障がい者に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

現状と課題

平成 24 年 4 月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となり、利用者も増えていきます。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【サービス等利用計画作成の利用実績及び見込み】 (単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
サービス等利用計画作成（計画相談支援）	4 人	8 人	9 人	9 人	10 人	11 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

②地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

現状と課題

平成 24 年度から地域移行支援・地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしています。

サービス見込み量

現在、サービスの利用はありませんが、本町では、現状及び今後の地域移行者数等を勘案しサービス見込量を設定します。

【サービス等利用計画書作成の利用実績及び見込み】 (単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※平成 26 年度は、10 月利用分

(5) 障がい児支援

①児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用者数の推移及び今後のサービス利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【児童発達支援の利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
児童発達支援	5 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービス見込み量

現在、サービスの利用はありませんが、平成 27 年度から秩父郡内のサービス事業所が開設されることから、平成 27 年度以降のサービス見込量を設定します。

【放課後等デイサービスの利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
放課後等デイサービス	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

③保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案しサービス見込み量を設定します。

【保育所等訪問支援の利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
保育所等訪問支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

④障害児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス見込み量

現在は、保健師との連携のもとセルフプランで対応していますが、今後の利用等を勘案しサービス見込み量を設定します。

【障害児相談支援の利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障害児相談支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

第8節 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。町の必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業が挙げられます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現状と課題

町では平成 25 年度より実施しています。

サービス見込み量

今後も事業を継続実施し、事業の充実に努めます。

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
理解促進研修・啓発事業	無	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現状と課題

現在、地域住民や障がい者の家族等に対する取り組みを進めています。

サービス見込み量

今後も事業を継続実施し、事業の充実に努めます。

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

①障がい者相談支援事業

町は、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うサービスです。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、町は相談支援事業を実施するに当たって、協議会を設置し、中立・公平な相談事業の実施ほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

現状と課題

1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で相談支援事業所3箇所を設置（委託）し、それぞれ相談支援を行っています。

サービス見込み量

平成26年度末までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、今後も3箇所で対応します。

【障がい者相談支援事業の利用実績及び見込み】（単位：箇所分）

区分	実績			見込み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

現状と課題

1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で設置（委託）し、それぞれ相談支援を行っています。

サービス見込み量

平成26年度末までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、今後も3箇所に対応します。

【障がい者相談支援事業の利用実績及び見込み量】（単位：箇所分）

区分	実績			見込み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援するサービスです。

【住宅入居等支援事業の利用実績及び見込み量】（単位：人分/年）

区分	実績			見込み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅入居等支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する事が有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図るサービスです。

現状と課題

平成 24 年度から地域生活支援事業の必須事業として位置づけられ、今後は利用の増加が見込まれます。利用の促進に向けて、制度の PR、広報活動等を通じて周知を図ります。

サービス見込み量

現在 1 人の利用があり、平成 27 年度以降も毎年 1 人を見込みます。

【成年後見制度利用支援事業の利用実績及び見込み】 (単位：人分/年)

区分	実績			見込み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

現状と課題

現在は、町内に業務を行える法人がないため事業を実施していません。

サービス見込み量

現在実施していない事業ですが、平成 27 年度以降実施を目指します。

区 分	実 績			見込み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

現状と課題

埼玉県聴覚情報センターへ手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託します。今後、需要が伸びてくると、時期的・時間的な問題で対応できない可能性がでてきますので、手話通訳者等の育成が求められます。

サービス見込み量

平成 26 年において利用実績はありませんが、平成 27 年度以降は毎年 1 人を見込みます。

【意思疎通支援事業の利用実績及び見込み量】

区分	実績			見込み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
手話通訳者派遣事業	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
要約筆記者派遣事業	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
合計	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

(7) 日常生活用具給付事業

重度の障がい(児)者であって当該用具を必要とする者を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与するサービスです。

現状と課題

取扱い品目は、多種多様であり耐用年数等の関係から、利用実績にばらつきがあります。今後は、障がい児・者の特性、ニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直しするなど柔軟な対応が求められます。

サービス見込み量

平成 26 年度末までの利用実績を勘案して、サービス量を見込みます。

【日常生活用具給付事業の利用実績及び見込量】

(単位：件)

区分	実績			見込み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護・訓練支援用具	1 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	5 件	1 件	3 件	3 件	3 件	3 件
排せつ管理支援用具	260 件	265 件	260 件	260 件	270 件	280 件
住宅改修費	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
合 計	267 件	267 件	263 件	268 件	278 件	288 件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたサービスです。

現状と課題

現在、町では手話奉仕員の養成は行っていません。

サービス見込み量

平成 27 年度以降、近隣自治体と連携を図り手話奉仕員の養成研修を実施して養成に努めます。

区 分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すこと目的としたサービスです。

現状と課題

利用は横ばい傾向ではあるものの、サービス利用の増加が見込まれます。

サービス見込み量

平成 26 年度までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、サービス量を見込みます。

【移動支援事業の利用実績及び見込量】 (単位：上段 人分/月、下段 時間分/月)

区分	実 績			見 込 み		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
移動支援事業	7人 38 時間	8人 45 時間	9人 40 時間	10人 50 時間	10人 50 時間	10人 50 時間

※平成 26 年度は、10 月利用分

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通い、地域の実績に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

現状と課題

地域活動支援センター（I型）は、精神障がいのある人を対象として1箇所を実施しています。

サービス見込み量

平成26年度末までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、今後も1箇所で対応します。

【地域活動支援センター事業の利用実績及び見込み】（単位：実施箇所数）

区分	実績			見込み		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(11) その他の事業

①訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

②日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

③自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

就労などのため自動車運転免許証取得や自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造費の一部を助成し、外出時の移動を支援します。

第7章 計画の推進

第1節 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、障がい及び障がい者問題について社会的関心を高めていくとともに、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2) 学校

障がいのある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障がいのない児童生徒が障がいのある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3) 団体

障がい者関係団体などの役割は、障がい者やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上をめざして広範にわたる障がい者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がい者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが求められています。

第2節 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活をめざすことを支援するとともに障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、秩父地域自立支援協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2) 行財政の効率的運用

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間ですが、法律等の変更や町民ニーズの変化、財政事情の悪化など、この間にも社会経済情勢の変化が予想されます。

このため、今後増大する福祉などのサービス需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、制度の見直しなど国の動向を的確に見極めながら計画を推進してまいります。

(3) 連携・協力の推進

ア. 庁内の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある方の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図り、地域、障がい者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

イ. 国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障がい福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

ウ. 事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

工. 目標達成状況の評価

障がい福祉サービスの充実を図るため、定期的に本計画の目標達成状況、事業の進捗状況等について点検評価を行い、評価にあたっては、町民等参加の推進組織に情報提供を行いながら、意見を聴取するなど着実な進行管理に努めます。

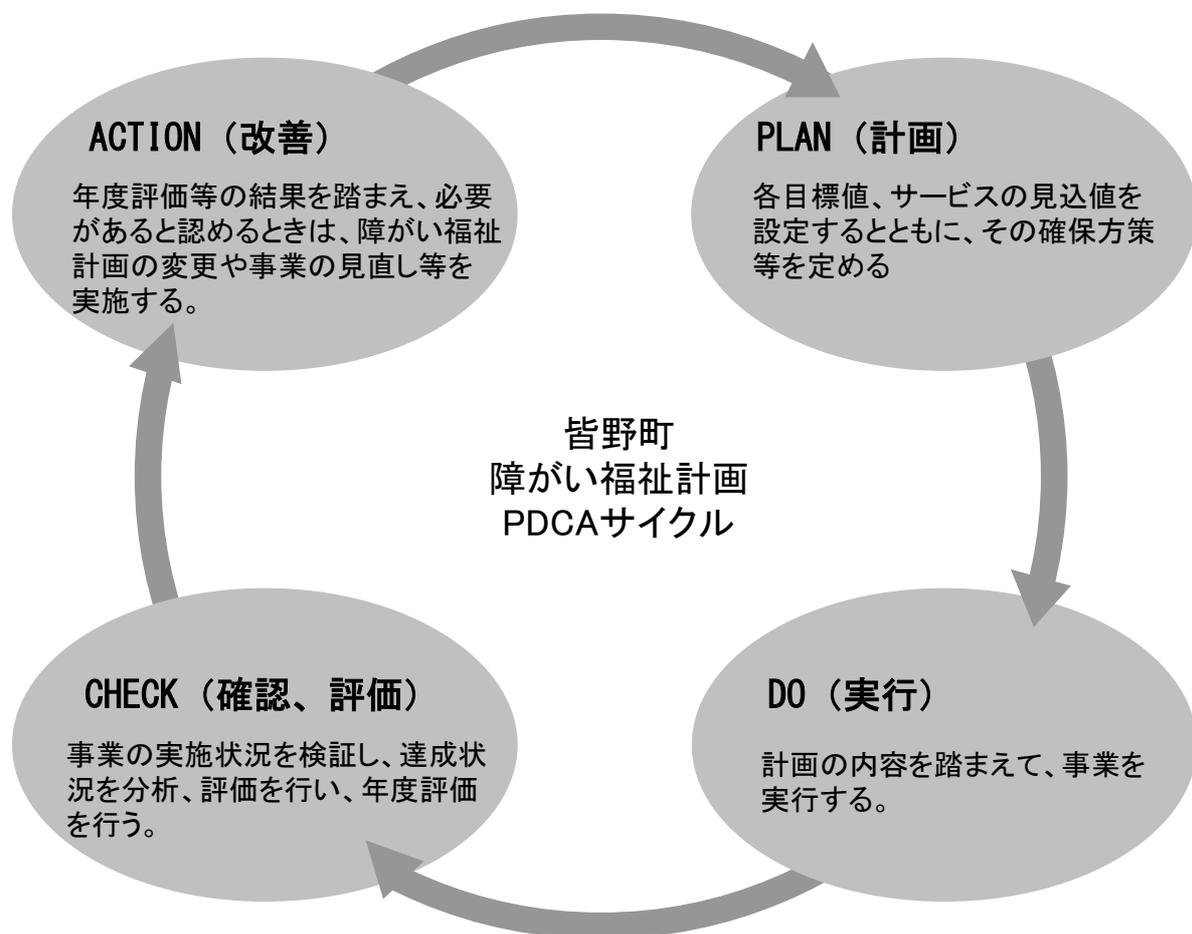
第3節 目標達成状況の評価

町は、各目標値、サービスの見込み量については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の年度評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、年度評価については、協議会や庁内検討委員会等へ報告し、公表します。

なお、町は障がい福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検、Action：見直し）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ図



資料編

1. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会設置要綱

平成10年5月11日

要綱第12号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、障害者福祉基本計画並びに障害福祉計画を策定することを目的とし、皆野町障害者福祉基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 皆野町障害者福祉基本計画検討委員会が調査研究した事項
- (2) 総合的な障害者福祉のあり方
- (3) その他障害者福祉基本計画及び障害福祉計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱した者（以下「委員」という。）20人以内で組織する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 学識経験を有するもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年要綱第 28 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年訓令第 17 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 25 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

番号	区分	所属機関・役職名	氏名	備考
1	町議会議員	皆野町議会議長	四方田 実	
2		皆野町議会総務教育厚生常任委員長	林 豊	
3	保健・医療・福祉等関係者	皆野病院事務長	堀井 勝徳	
4		みなもの整形外科医院長	根岸 元二	
5		葭田歯科医院長	葭田 秀夫	
6		社会福祉法人カナの会 カーサ・ミナノ施設長	新井隆太郎	
7		皆野町社会福祉協議会 居宅介護事業所 サービス提供責任者	内田 新子	
8		社会福祉法人清心会 障がい者支援施設 「とも」 所長	新井 幸恵	
9		医療法人全和会 生活支援センター 「アクセス」 施設長	新井 康代	
10		皆野町手をつなぐ親の会会長	新井 昭夫	副会長
11		皆野町身体障害者福祉会会長	柳原 捷男	
12		皆野町身体障害者相談員	吉岡 貞良	
13	皆野町知的障害者相談員	根岸 光廣		
14	行政関係者	皆野町副町長	土屋 良彦	
15		皆野町保健師	梅津 順子	
16		埼玉県秩父保健所保健予防推進担当課長	小島 貴子	
17	識見者	皆野町区長会長	金子 正	
18		皆野町民生委員・児童委員協議会長	太幡日出男	会長
19		皆野町民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会長	田村 好男	

3. 事業所ヒアリング調査結果まとめ

<1. 障害者総合支援法の影響と課題について>

- 不都合なことが起きてみないとわからないが、その都度対応していきたい。
- 契約による利用と以前の措置による利用の違いの理解が難しい。
- 精神障がい者及び高齢者の障がい者に対する支援の在り方。
- 利用者、ご家族とも影響は良くも悪くも変わりがないと感じる。
- 単価の変動により収支が大きく変わるため、単価改訂は注視している。
- 法の内容について理解されているご家族やご利用者は極めて少ない。
- 行政サイドによるアナウンスがもう少し必要。
- 相談を受ける中で、医療行為が必要な方の生活の場（ホーム）、活動の場がない。
- 地域でのサービスの格差がある。
- 家族の方が制度を理解するまで時間を要する。
- 利用者の支援の計画を立てることは利用者の質の向上に役立つ。
- 課題は、地域相談(地域移行・定着)の個別給付に対し、他地域に入院されている方の退院支援・定着支援の実施についてどのくらい対応できるか。

<2. 町の障がい福祉サービスの問題点と必要となるサービスについて>

- 施設利用は、今後、後見人の機能が拡大されなければならないと思う。
- 精神障がい者に対する就労支援への取り組みが遅れている。
- 圏域のサービス事業者同士での情報交換の場を設置し、各事業所の課題を圏域の課題として共有し行政のリーダーシップのもと解決を図っていく事が重要。
- グループホームやレスパイトサービスなどの緊急一時的なケアの場所が少ない。
- 重度心身障がい者(特に医療行為が必要な方)の受け入れ先の不足。
- 医療スタッフ(看護師等)が足りず受け入れできていない時がある。
- 町には精神障がいの方が利用する社会資源が少ないため、他地域への移動に補助等を検討して欲しい。

<3. 障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について課題や今後取り組むべきこと>

- どこにどんな相談をすれば良いのかわからず、インターネットやメディアから情報を得る事が多く、その情報に対してどのようにアプローチするのか判断に迷う。
- 入所系は常に満員の状況。
- 相談を受ける段階で、各資源の最新の情報が必要。
- 障がい者が自らサービスを選択し利用するにあたって、必要な情報を適切に伝えること。
- 24時間、365日受け付けてくれる障がい担当の窓口が必要。
- 福祉 ↔ 教育 ↔ 医療 横のつながりがもう少し強くなったら良い体制ができる。
- 相談支援専門員の人員不足。計画相談業務、一般相談など業務過多。相談支援専門員の確保を期待します。
- 相談支援を実施している支援者の数が少ないと、すぐに対応することが困難である。
- 住民の方が福祉について気軽に相談できるよう地域の体制を整える必要がある。

- ・福祉や障がいについての住民の理解が必要で、普及啓発活動が必要である。

<4. 地域で生活していくうえでの課題と取り組むべきことについて>

- ・日中活動が行える施設が不足している。
- ・福祉に携わる人たちだけではなく、一般の人とも協力して支援していけるシステム。
- ・元々の出身地ではないので、受け入れ地域に求めすぎないような配慮が必要。
- ・地域住民の理解や地域移行に係わる関係者の意識の強化。
- ・普及啓発活動を進め、地域の人々の正しい理解を図っていく。
- ・ホームヘルプサービス事業所の発展。
- ・行政による巡回確認（サービス）。
- ・グループホームの発展。
- ・地域社会、住民の理解が必要。
- ・見守り等、支援体制も理解が必要。
- ・地域で生活できる精神障がいの増加や単身生活者の増加により、家事援助が増え、金銭の管理などが課題。
- ・あんしんサポートねっとについて、もう少し利用しやすい方法の検討。
- ・普及啓発を行い、精神障がいの方が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。

<5. 就労支援についての課題と必要な活動>

- ・道具の扱い方など技術面が重視されてしまうが、就労後の失敗や問題解決などのメンタル的な支援も大事。
- ・特別支援学校と就労支援の児童と相談しながら行う。
- ・精神障がい者が短時間就労できるよう、受け入れ先の確保が必要。
- ・職員体制上、就労支援が手薄なので、今後は就労支援に力を入れていきたい。
- ・就業の受け入れ先企業があまりにも限られている。
- ・発達障がいへの対応が増え、本人や親の受容ができないまま相談に来るケースが増えている。
- ・療育(発達巡回)を活用し、支援していくことが必要。
- ・環境さえ整えば上手に働けると思う。
- ・就労について基本的な知識の習得が必要。学習プログラム(あいさつ、一般常識、社会人としてのマナー、人間関係、注意された時はどうしたら良いか、どこに相談するのか等)を提供できるような社会資源が必要。

<6. 教育・保育支援についての課題と必要な活動>

- ・学校教育だけでは就労に対する技術的・メンタル的な部分が教えきれない。高等部卒業後に2年間程度の職業訓練専門の教育機関が必要。
- ・児童のことを継続的に考える組織が必要、児童相談所に任せただけではなく、出身地の支援センター等が積極的に関わっていく必要がある。
- ・保育+学童などのニーズに応えられる体制の整備が必要。

- 教育の壁のハードルが高いように感じる。支援側の支援方針の統一や理解が必要。
- 小さい時からの支援やフォローが必要。
- 幼稚園・保育園よりたくさんのケースが出て発達検査、育児相談を実施しており、現場の先生方は困っている。
- 療育(発達巡回)を活用し、支援していくことが必要。
- 生徒が福祉や障がいについて学習する機会を設ける必要がある。
- 教育者の方も障がいについての理解を促し、早期発見ができるとうい。

<7. 計画にあたってのご意見>

- 就労後の支援が重要。
- 施設入所しか安心できない利用者もあり、短期利用のベッド数の確保と費用負担も必要。
- サービスの充実を図るための具体的手順を盛りこんでください。
- 地域にある施設等の資源（インフラ面、マンパワー）をネットワークでつなげる。
- 山間部なので交通機関、移送サービス等を充実して欲しい。
- 身体の不自由な方、医療行為が必要な人にも利用しやすい車両が必要。
- 就学時健診の前に何らかのフォローが必要。
- 普及啓発は、ぜひ盛り込んでいただきたい。

4. 用語集

【あ行】	
アスペルガー症候群	発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。
あいサポート運動	誰もが、障がいについて理解を深め、障がいのある人へのちょっとした手助けや必要な配慮を実践して、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動のこと。
育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療のこと。
一般就労	就労継続支援（A型）等の福祉就労を除いた一般的な就労。企業等への就職のほか、在宅就労や起業なども含まれる。
LD	聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のどれかに著しい困難がある状態。
【か行】	
ガイドヘルプ	一人では外出できない視覚障がい者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動。
学習障がい（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すもの。Learning Disabilities の略。
ケアマネジメント	介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。
ケースワーカー	精神的、肉体的になんらかの問題のある個人、家族の相談相手となって問題の解決や指導にあたる人。
高機能自閉症	知的発達の遅れを伴わない自閉症のこと。3歳位までに現れることが多い。アスペルガー症候群ともいう。
【さ行】	
災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等。
手話通訳者	手話を用いて通訳を行う者。所定の講習を受けて技術を習得した者を手話奉仕員という。
障がい者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、一定規模以上の事業所の事業主は、障がいのある人を一定割合以上雇用する義務を負うことが定められている。一般の民間企業では2.0%、国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%となっている。

【さ行】	
障がい者就業・生活支援センター	就職や職場への定着にあたって、就業支援担当者と生活支援担当者を配置して、雇用、福祉、保健及び教育の関係機関と連携して、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設。
生活習慣病	がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に關与する疾患のこと。
成年後見制度	精神上的障がいにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任することにより、これらの人の財産や権利を保護するための制度。
【た行】	
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
【な行】	
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそあたりまえ（ノーマル）であるという考え方。
【は行】	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもの。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除外すること。路上の段差など物理的障壁のみならず、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
福祉的就労	障がいのため、一般企業等に就労する機会が得られない障がい者が授産施設などで働くこと。
【や・ら行】	
要約筆記者	筆記を用いて話し手の内容を要約して情報伝達を行う者。
ライフステージ	人間の一生における幼児期、児童期、青年期、老年期等の各段階。

【や・ら行】	
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目的とした治療や訓練。また、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。
療育	何らかの障がいを抱えている子どもに対して、その成長や発達段階に応じて適切な治療・訓練・教育等を提供すること。

第4期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画

皆野町 健康福祉課

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

TEL : 0494-62-1233 (健康福祉課直通)

URL : <http://www.town.minano.saitama.jp>